

様式第10号(第7条関係)

(表)

連 帯 保 証 書

年 月 日

福岡県知事 殿

連帯保証人 住 所.....
氏 名.....㊦

借受人の連帯保証人変更額に対する承認があったときは、関係法令及び貸付条件・裏面の特約事項を承知し、次の貸付資金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。

資 金 名	(母子・父子・寡婦)	資 金
貸付決定番号	第	号
保 証 金 額		円

様式第十号

改正後

様式第10号(第7条関係)

(表)

連 帯 保 証 書

年 月 日

福岡県知事 殿

連帯保証人 住 所.....
氏 名.....㊦

借受人の連帯保証人変更額に対する承認があったときは、関係法令及び貸付条件・裏面の特約事項を承知し、次の貸付資金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。

資 金 名	(母子・父子・寡婦)	資 金
貸付決定番号	第	号
保 証 金 額		円

様式第十号

現行

様式第十号（裏面）

改正後

（裏）

特 約 事 項

（償還）

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

（違約金）

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に従って、延滞元利金額につき年3%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

（一時償還）

借受人が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は一時償還する。

（保証債務）

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

（居住地等の調査）

連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。

（強制執行等）

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。

（裏）

特 約 事 項

（償還）

この資金の償還は償還計画表に基づいて福岡県知事が発行する納入通知書により、福岡県の指定金融機関及び収納代理機関へ納入する。

（違約金）

元金及び利子を納入期限までに納入しなかった場合は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に従って、延滞元利金額につき年5%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払う。

（一時償還）

借受人が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は一時償還する。

（保証債務）

連帯保証人はこの貸付金の借受けによって生ずる一切の債務について借受人及び連帯借受人と連帯して履行する。

（居住地等の調査）

連帯保証人は、住所等の変更をしているにもかかわらず、住所等及び氏名変更の届出を怠った場合、地方公共団体への住民票及び戸籍等の調査が行われることを承諾する。

（強制執行等）

借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、地方自治法第231条の3第1項による督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行をしないときは、資産及び収入の状況につき、官公庁への調査又は銀行、信託会社、若しくは雇主、その他の関係人への調査が行われることを承諾し、強制執行を受けても異議のないことを承諾する。

様式第十号（裏面）

現行

